

平成 30 年 9 月 3 日

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害に係る緊急支援
学費減免制度のお知らせ

[緊 急]

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨に係る罹災世帯の在学生の皆様へ

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による被害を受けた世帯の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

神奈川大学では、災害発生時、災害救助法が適用された市町村に本人又は保証人が居住し、災害により罹災した場合に学費の減免を行う制度があります。在 student で被害を受けた世帯の方は、各キャンパス学生課にご連絡ください。

1. 対象地域

【山形県】

新庄市、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村（第 1 報、法適用日：平成 30 年 8 月 31 日）

2. 詳細（罹災状況／経済支援策／該当年度）

- (1) 家屋の全壊／学費全額免除／平成 30 年度
- (2) 家屋の半壊／学費半額免除／平成 30 年度
- (3) 家屋の一部損壊及び床上浸水／学費 30%免除／平成 30 年度

3. 提出書類

市区町村で発行された罹災証明書

4. 提出期限

平成 31 年 2 月 28 日

[お問い合わせ]

横浜キャンパス

学生課窓口 電話：045-481-5661

湘南ひらつかキャンパス

平塚学生課窓口 電話：0463-59-4111